

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第8号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の10」の次に「(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、100分の25)」を加える。

別表第5の2エ医療職給料表(二)級別基準職務表1級の項から3級の項までの規定中「作業療法士」の次に「、言語聴覚士」を加える。

別表第6(2)病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当の表中

「

2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	300,000円以内
	医師及び歯科医師	月額	250,000円以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が午後4時から翌日の午前9時までの間に夜間看護に従事したとき	1回	4,900円

を

」

「

2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	450,000円以内
	医師及び歯科医師	月額	400,000円以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に看護の業務に従事したとき	1回	6,500円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第6(夜間看護手当に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に従事を開始する看護の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事を開始した看護の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。